

入札心得（上下水道局入札執行案件）

（入札の基本的事項）

- 1 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、秋田市上下水道局財務規程その他関係法令および仕様書その他契約締結に必要な条件を承諾のうえ入札してください。

（入札の参加および辞退）

- 2 入札参加者は、指定した時刻および場所に出席してください。入札を辞退する場合は「入札辞退届」を入札執行日の前日までに入札担当課に提出してください。入札時刻に遅れた場合は、入札を辞退したものとみなしますので時間を厳守してください。また、入札執行中にある場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を開札までに入札執行者に直接提出しなければなりません。

なお、入札を辞退した場合でも、これを理由に以後の指名について、なんら不利益な取扱いを受けることはありません。

（公正な入札の確保）

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。

（入札の方法）

- 4 入札参加者は、「入札書」を当該入札件名等を記載した封筒に入れ、指示された場所に提出してください。また、代理人による入札のときは、代表者からの「委任状」を提出してください。

なお、入札書その他提出書類には、ボールペン、インク等消えないもので記入してください。

（消費税および地方消費税に伴う入札金額の記入方法）

- 5 入札金額には、消費税および地方消費税相当額を加算しない金額を記入してください（消費税課税事業者、免税事業者を問いません。）。

なお、契約金額は、入札金額に消費税および地方消費税相当額を加算した金額（加算金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額（薬品等の単価契約は除きます。））となります。

(入札書の数字および記載事項の訂正)

- 6 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。【例】¥ 1 2 3 , 0 0 0

また、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き上部に正書のうえ押印してください。ただし、入札金額の訂正はできません。

(入札書の引換え等の禁止)

- 7 提出された入札書は、引換え又は変更もしくは取消しをすることができません。

(入札の中止等)

- 8 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあります。

(1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認められたとき。

(2) 入札の参加者が1人であるとき。

(3) 天災地変その他やむを得ない事由により、管理者が認めるとき。

(入札の無効)

- 9 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者、又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札、金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 最低制限価格制度が適用される入札において、最低制限価格を下回る金額の入札をした者の入札

(9) 事後審査型条件付一般競争入札において、落札候補者が期限内に確認書類等を提出しなかったときの当該落札候補者の行った入札

(10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定)

10 次の各号のいずれかをもって入札した者を落札者とします。

(1) 契約の目的に応じ、予定価格の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札をした者。ただし、最低制限価格制度が適用される入札においては、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者

(2) 事後審査型条件付一般競争入札において、予定価格の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者（最低制限価格制度が適用される入札においては、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者）を落札候補者とし、当該落札候補者が提出する確認書類等の審査により、資格を満たしていると認められる者

(くじによる落札者又は落札候補者の決定)

11 落札者又は落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者又は落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(再度の入札)

12 開札の結果、落札者又は落札候補者がいないときは再度の入札を行います。

なお、再入札の結果においても不調に終わったときは、随意契約を行うか、又は指名替え等により再度の入札を行います。

(再度の入札に参加できない者)

13 第9項第1号から第6号までの規定により、無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加できません。

(契約の締結)

14 落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約の締結をしないと

きは、その落札は無効となります。ただし、やむを得ない事由があると管理者が認めるときは、その期間を延長することができます。

(契約の保証)

15 測量・建設コンサルタント等の委託業務および契約金額が300万円以上の修繕請負業務の落札者は、契約の締結と同時に次の各号のいずれかに掲げる保証を付して下さい。ただし、管理者が特に必要がないと認める場合は、必要ありません。

(1) 契約保証金の納付

(2) 銀行、管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(3) 履行保証保険契約の締結

(4) 公共工事履行保証証券による保証（付保割合を10分の1以上としたもの）

(指名停止等)

16 この入札心得に反する行為をした場合、秋田市上下水道局入札関係事務取扱要綱により準用する、秋田市指名停止措置要綱第2条又は同第12条の規定により、指名停止又は入札参加資格を停止することがあります。

(異議の申立て)

17 入札者は、入札後この心得、その他入札条件等の疑義又は不明を理由として異議を申立てることはできません。